

時の動き

JAL不当解雇撤回闘争の現在

JAL不当解雇撤回客乗原告団 事務局次長 鈴木 圭子



最高裁上告棄却・不受理の不当決定

2010年12月31日に日本航空の経営破綻に乗じて組合潰しの為に整理解雇という名目でおこなわれた165人のパイロットと客室乗務員の不当解雇事件は、東京地裁に引き続き東京高裁においても、昨年6月に会社主張丸のみの不当判決が出されました。最高裁に上告していましたが、2月4日(客室乗務員裁判)と5日(パイロット裁判)付で最高裁より上告棄却・上告不受理の不当決定が下されました。

この決定は、これから更に最高裁に補充書を提出することを通知していたにも拘わらず、そして、最高裁に高裁から書面が到

着してからたった3、4カ月で、実質的な審理を何ら行うことなく出された不当な決定です。

三権分立を放棄した最高裁

東京高裁は、日本航空に対して解雇時点で余剰人員が何人であったのか立証することを求めませんでした。又、高裁は、日本航空が解雇回避の手段がありながら何ら実行しなかった、解雇までの過程で組合に対して支配介入の不当労働行為を行った、年齢の高い者や病欠者を解雇した、解雇された者の大半は日本航空が敵視してきた組合の組合員であったなどの事実があつたにも

拘わらず、公的資金導入を伴った会社更生法による再建であるということを通じて重視して、整理解雇を有効としました。このように高裁判決は整理解雇法理・不当労働行為等の法律の解釈について重大な誤りが多数あり、当然最高裁への上告が受理されるべきものであったのです。

又、私達の裁判は会社更生法により再建される企業における整理解雇とはどうあるべきかが問われる日本で最初の裁判であり、最高裁は慎重に十分時間をかけて審議すべき事件でした。それをこれほど早期に、実質的な審理を行わず、解雇しやすい社会にしようとする政財界の立場を一方的に擁護し、弱い立場である労働者に全く寄り添わない決定を下したことは、三権分立を蹂躪



最高裁判所前における抗議行動（2月27日）

人手不足でも解雇者を戻さず

し、司法の役割を投げ捨てた許し難い行為として徹底的に弾劾されるべきものです。司法の反動化を許さず本来の姿を取り戻させる運動を更に強化する必要があると痛感します。

日本航空は84名の客室乗務員を解雇し

ながら解雇強行以降2000名以上も新規採用しています。しかし、破綻以降の労働条件の低下や労働強化、もの言えぬ職場に将来展望を見いだせず、嫌気がさして一年に600人が自主退職している為、採用しても人手不足は解消せず、又、三人に一人が新人となり機内サービスはもとより、安全上のトラブルも増え、職場は経験者が戻ることを切望しています。春闘の団交において組合の「2000名を雇っておきながら何故84名を戻せないのか？」という追及に対して、会社は「総合的な判断」としか答えられません。パイロットも解雇強行以降の、人間を大切にしたくない職場の雰囲気悪さに170名が辞めるという人材の流出が続く、ついに採用を再開しましたが、世界的なパイロット不足で十分な人員を確保できず、定年後のパイロットを再採用しようとしています。しかし、解雇した81名を戻そうとはしません。

ILOもこうした状況に着目し、解決への努力を政府や日本航空に求めています。莫大な利益をあげ続け財力も体力もある日

本航空が、解雇者を戻せない理由は全くなく、更に経営協議会において植木社長は「争議が長引くことは良くない」と発言しているのですから即刻解決にむけ協議を開始すべきです。

引き続き御支援をお願いします

解雇無効を求める裁判は終結しましたが、争議は終わっていません。原告団は更に大きな運動で日本航空を包囲し、解雇を撤回させる決意を新たに確認しました。2月27日最高裁抗議行動には600名が、3月12日のJAL本社包囲行動には550名が結集していただきました。今後は5月13日に再度本社包囲行動を予定しています。監督官庁である国土交通省や稲盛元会長の京セラに対する要請行動も強化し、更に日本航空を追い詰めていきたいと考えています。引き続きの御支援をどうぞよろしくお願いします。

（すずき けいこ）